

令和6年美浦村告示第112号

令和6年第4回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月25日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和6年12月10日

2. 場 所 美浦村議会議場

令和6年第4回美浦村議会定例会会期日程

期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事 内 容
12月10日	火	本会議	午前10時	開会 議案上程、提案理由説明
12月11日	水	委員会	午前10時	総務経済委員会
		委員会	午後2時	厚生文教委員会
12月12日	木	休 会	—	議案調査
12月13日	金	休 会	—	議案調査
12月14日	土	休 会	—	議案調査
12月15日	日	休 会	—	議案調査
12月16日	月	休 会	—	議案調査
12月17日	火	休 会	—	議案調査
12月18日	水	本会議	午前10時	一般質問
12月19日	木	休 会	—	議案調査
12月20日	金	本会議	午後2時	議案質疑、討論、採決 閉会

令和6年第4回美浦村議会定例会提出議案提案理由説明書

報告第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

本案は、令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）において、刑の種類で自由刑のうち「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設する改正がなされ、令和7年6月1日より施行されることに伴い、条例に規定できる罰則の制限規定である地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第3項も改正されることから、当村における罰則規定条項を持つ複数の条例における「懲役」及び「禁錮」の用語を「拘禁刑」に改めるとともに附則において経過措置を規定する条例改正の必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

以上、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第2号 美浦村立美浦小学校給食調理場設置条例

議案第2号 美浦村立美浦小学校給食調理場設置条例につきまして、御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

こちらの条例につきましては、令和7年4月に開校を予定している美浦小学校に学校給食を提供するため活用を予定している現在の大谷小学校給食室にしまして、美浦小学校開校に伴い大谷小学校が廃校となることから、都市計画法上用途が学校施設から工場へ変更されるため、当該施設を地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育機関として規定し、美浦小学校給食調理場を適切に管理運営することを目的として、新たに美浦村立美浦小学校給食調理場設置条例を制定するものでございます。

以上、議案第2号 美浦村立美浦小学校給食調理場設置条例につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第 3 号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3 号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

6 ページをお開きください。

本案は、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 259 号）が令和 6 年 8 月 1 日より施行されたことに伴い、美浦村医療福祉費支給に関する条例について所要の改正をするものでございます。

改正の主な内容は、令和 2 年度税制改正において、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の扶養控除の取扱いに関し、控除対象扶養親族に国内居住要件が設けられたことにより、現行の医療福祉制度の所得判定を維持するため、改正政令を用いず、旧政令を用いるものです。

以上、議案第 3 号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議案第 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村立大谷時計台児童館・美浦村立木原城山児童館）

議案第 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村立大谷時計台児童館・美浦村立木原城山児童館）につきまして、御説明申し上げます。

7 ページをお開きください。

現在、大谷時計台児童館及び木原城山児童館の指定管理者である株式会社明日葉（あしたば）の指定期間が令和 7 年 3 月 31 日をもって終了するため、次期指定期間となる令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間の指定管理業務について、指定管理者の公募を行い、総合的な評価審査を行った結果、株式会社明日葉を公の施設の指定管理者に選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、次期指定管理におきましては、美浦小学校が開校予定となっていることに伴い、放課後児童クラブへの通所にはスクールバスによる送迎となること、安中小学校で行っていた大谷第二児童クラブを大谷児童クラブ及び木原児童クラブに統合して、大谷時計台児童館及び木原城山児童館の 2 児童館において行うこと等の運営上の変更点があることを申し添えます。

以上、議案第 4 号 公の施設の指定管理者の指定（美浦村立大谷時計台児童館・美浦村立木原城山児童館）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議案第 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村老人福祉センター）

議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村デイサービスセンター）

議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村生涯郷土工芸館）

議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村自立支援センター）

議案第 5 号から議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定についてですが、内容が同様のため、一括して御説明申し上げます。

議案書の 8 ページから 11 ページを御参照ください。

本案は、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 5 号の美浦村老人福祉センター、議案第 6 号の美浦村デイサービスセンター、議案第 8 号の美浦村自立支援センターにつきましては、社会福祉法人美浦村社会福祉協議会を指定管理者としてそれぞれ指定するものでございます。

議案第 7 号の美浦村生涯郷土工芸館につきましては、公益社団法人美浦村シルバー人材センターを指定管理者として指定するものです。

また、指定期間につきましては、令和 7 年 4 月 1 日より令和 10 年 3 月 31 日までの 3 カ年といたします。

以上、議案第 5 号から議案第 8 号、公の施設の指定管理者の指定について一括して御説明申し上げました。

御審議のうえ、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議案第 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）

議案第 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）につきまして、御説明申し上げます。

12 ページをお開きください。

本案は、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

地域交流館みほふれ愛プラザ内にございます「地域産品直売所」につきまして、株式会社プロジェクト茨城を指定管理者として指定するものであります。

指定管理の期間につきましては、令和 7 年 4 月 1 日より令和 8 年 3 月 31 日までの 1 カ年とし、詳細につきましては協定書の締結により決定する予定でございます。

以上、議案第 9 号 公の施設の指定管理者の指定（地域産品直売所）につきまして、御説明申し上げました。

御審議のうえ、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議案第10号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第6号）

議案第10号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ6,401万6千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億7,755万4千円とするものでございます。

今回の補正予算は、物価高騰に伴う光熱水費等の補正、その他、主に当初予算編成段階で不確定であり、計上を見送っていたもの及び緊急性を要する事業につきまして、計上をいたしております。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる業務委託料等につきまして、42件の債務負担行為の追加及び1件の変更をいたしております。

次に、第3条の地方債の補正では、2件の限度額の変更をいたしております。

19ページをお開きください。

地方債の補正につきまして、御説明申し上げます。

公共事業等債では、橋梁整備事業について、事業費が確定したことにより、当初予算計上額400万円との差額の270万円を減額いたしております。

次に、地方道路等整備事業債では、村道104号線及び2180号線の改良舗装工事の財源として、当初予算計上額3,110万円との差額の2,500万円を増額いたしております。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

24ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の企画費では、ふるさと応援寄附金事業費で、総額1,808万6千円を増額をお願いいたしております。こちらは、美浦村ふるさと応援寄附金で4,000万円の増収を見込み、返礼品代となります記念品代、公金払い手数料、システム使用料につきまして、増額をお願いするものであります。

次ページをお開きください。

同じく、総務管理費の企画費では、地域おこし協力隊事業費で、協力隊員の活動を補助するため、地域おこし協力隊活動費補助金100万円の増額補正をお願いいたしております。

同じく、総務管理費の企画費では、企業版ふるさと納税事業費で、現物による寄附の申し出があり、評価額で500万円を見込み、寄附金支援業務委託料で評価額の10%の55万円の増額をお願いいたしております。

同じく、総務管理費のふるさと応援基金費では、美浦村ふるさと応援寄附金で4,000万円の増収分は基金に積み立てることとなりますので、ふるさと応援基金費の積立金4,000万円の増額をお願いいたしております。

同じく、戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費では、戸籍事務費で、本年度のシステム改修内容が確定したため、戸籍情報システム改修委託料1,005万4千円の減額補正をいたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

26ページをお開き下さい。

社会福祉費の老人福祉費では、介護保険特別会計繰出金で、239万2千円の増額をお願いいたしております。こちらは、地域包括支援センターの会計年度任用職員の増員等に伴う報酬等の計上となっております。

同じく、社会福祉費の障がい者福祉費では、障がい者自立支援給付事業費で、総額1,411万2千円の増額をお願いいたしております。内訳につきましては、給付対象者の利用見込みが増加したことによる、扶助費898万円と、事業費確定による国庫支出金返還金の513万2千円となっております。

なお、扶助費の財源につきましては、2分の1が国庫支出金、4分の1が県支出金となっております。

同じく、児童福祉費の児童福祉総務費では、子どものための教育・保育給付費で、施設利用者が当初予算時の見込みを上回ったため、総額1,244万9千円の増額をお願いいたしております。

なお、財源につきましては、一部が国庫支出金及び県支出金となっております。

続いて、土木費について申し上げます。

28ページをお開き下さい。

道路橋梁費の道路新設改良費では、道路新設改良事業費で、土地購入費として、231万7千円の増額をお願いいたしております。こちらは、統合小学校周辺道路整備事業における村道104号線及び2190号線の拡幅工事にあたり道路用地取得が必要となるため、不足分の増額をお願いするものです。

同じく、都市計画費の都市計画総務費では、都市計画事業費で、総額228万3千円の増額をお願いいたしております。こちらは、現在実施している都市計画マスタープランの改訂と並行して、木原工業専用地域地区計画を策定するための業務委託料等の計上となっております。

続いて、消防費について申し上げます。

29ページをお開き下さい。

消防費の災害対策費では、屋外防災行政無線管理費で、美浦小学校に設置する防災無線システムの配線工事費として、68万7千円の計上をお願いいたしております。

続いて、教育費について申し上げます。

小学校費の学校管理費では、小学校運営事業費で、統合小学校で使用する備品の調達経費について、今後の支出の見通しが立ったため、備品購入費2,112万円の減額補正をいたしております。

次ページをお開きください。

同じく、中学校費の教育振興費では、中学校教育振興事業費で、4年に一度の教科書の改訂に伴う、教師用指導書の購入費用として、319万2千円の計上をお願いいたしております。

31ページをお開きください。

同じく、保健体育費の学校給食費では、学校給食運営事業費で、物価高騰の影響により、購入予定食品の価格が上がったため、賄材料費について612万5千円の増額をお願いいたしております。

同じく、保健体育費の学校給食費では、学校給食施設管理費で、事業費の確定により、備品購入費2,483万9千円の減額補正をいたしております。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、22ページをお開きください。

初めに、国庫支出金について申し上げます。

国庫負担金の民生費国庫負担金では、自立支援給付費負担金として、449万円の増額補正をいたしております。

同じく、国庫負担金の民生費国庫負担金では、子どものための教育・保育給付費負担金（保育）として、347万3千円の増額補正をいたしております。

同じく、国庫負担金の教育費国庫負担金では、子どものための教育・保育給付費負担金（教育）として、179万4千円の増額補正をいたしております。

次に、国庫補助金の総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍）及びデジタル基盤改革支援補助金につきまして、計上科目の誤りにより全額を減額補正いたしております。

同じく、国庫補助金の総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、3,944万4千円の増額補正をいたしております。内訳としましては、令和5年度に実施しました、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付費に係る追加交付分として、2,017万4千円、本年度実施しております、6年度電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金給付費に係る追加交付分として、1,927万円となっております。

同じく、国庫補助金の土木費国庫補助金では、交付額が確定したことにより、道路メンテナンス事業費補助について、当初予算923万8千円との差額603万5千円を減額補正いたしております。

続いて、県支出金について申し上げます。

県負担金の民生費県負担金では、自立支援給付費負担金として、224万5千円の増額補正をいたしております。

同じく、県負担金の民生費県負担金では、子どものための教育・保育給付費負担金として、125万8千円の増額補正をいたしております。

同じく、県負担金の教育費県負担金では、子どものための教育・保育給付費負担金（教育）として、89万7千円の増額補正をいたしております。

次に、県補助金の教育費県補助金では、子どものための教育・保育給付費地方単独費用県補助金として、60万1千円の増額補正をいたしております。

次ページをお開きください。

続いて、寄附金について申し上げます。

寄附金の指定寄付金では、歳出予算で御説明しておりますとおり、美浦村ふるさと応援寄附金の見込み額の増に伴い、4,000万円の増額補正をいたしております。

続いて、繰入金について申し上げます。

特別会計繰入金の電気事業会計繰入金では、令和5年度電気事業会計の剰余金の処分につきまして、9月の議会定例会において一般会計へ繰出金として議決をいただいた280万円の計上をいたしております。

次に、基金繰入金の財政調整基金繰入金では、財源調整分として、5,002万5千円の減額補正をいたしております。

続いて、諸収入について申し上げます。

雑入の雑入では、国庫補助金で御説明いたしました計上誤り分のデジタル基盤改革支援補助金につきまして、交付決定額の4,909万3千円を計上いたしております。

なお、歳出の総務費の戸籍事務費で御説明いたしました、戸籍情報システム改修委託料の減額、また補助対象経費の確定による増減の調整をいたしております。

同じく、雑入の雑入では、茨城県後期高齢者医療広域連合療養給付費市町村負担金で令和5年度の精算金527万8千円を計上いたしております。

最後に、村債につきましては、冒頭の地方債の補正で御説明いたしておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第10号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第6号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第11号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第11号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

39ページをお開きください。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283万1千円を増額し、補正後の予算総額を16億6,524万円とするものでございます。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、現契約が本年度末に終了する自治体クラウドサービス利用料について、1件の変更をいたしております。

それでは、補正予算の内容につきまして、補正予算事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。

46ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

運営協議会費の運営協議会費では、村運営協議会の開催回数を2回から4回に増やすもので、11万7千円の増額補正をいたしております。

続いて、保険給付費について申し上げます。

療養諸費の一般被保険者療養給付費では、東日本大震災被災者の一部負担金免除分が増加することから、11万2千円の増額補正をいたしております。

続いて、諸支出金について申し上げます。

償還金及び還付加算金のその他償還金では、前年度に交付された国県支出金が超過交付となったため返還するもので、260万2千円の増額補正をいたしております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、45ページをお開きください。

国庫支出金について申し上げます。

国庫補助金の国民健康保険災害臨時特例補助金では、東日本大震災被災者の被保険者の保険税減免及び一部負担金を免除する額のうち、10分の2の補助を受けるもので、7万円の増額補正をいたしております。

続いて、県支出金について申し上げます。

県補助金の保険給付費等交付金では、東日本大震災被災者の被保険者の保険税減免及び一部負担金を免除する額のうち、10分の8の補助を受けるもので、28万3千円の増額補正をいたしております。

続いて、繰入金について申し上げます。

他会計繰入金の一般会計繰入金では、職員給与費等繰入金で、歳出の国民健康保険運営協議会運営費と同額の11万7千円の増額補正をいたしております。この繰入金については、法定繰入分となっております。

同じく、財政安定化支援事業繰入金では、交付税算定額が確定したことにより、10万4千円の増額補正をいたしております。

同じく、基金繰入金の支払準備基金繰入金では、今回の補正予算により、歳入歳出の差で不足する分を支払準備基金から取り崩すもので、225万7千円の増額補正をいたしております。

以上、議案第11号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第12号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第12号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

54ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239万2千円を増額し、補正後の予算総額を15億1,139万7千円とするものでございます。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、現契約が本年度末に終了する自治体クラウドサービス利用料について、1件の変更をいたしております。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、保険事業勘定の歳出から御説明申し上げます。

61ページをお開きください。

総務費、総務管理費、一般管理費の職員給与関係経費では、職員の時間外勤務手当が不足したことにより、50万円の増額補正をお願いしております。

保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費では、居宅介護サービス給付費に含まれる通所介護事業所の減により、居宅介護サービス給付費2,800万円を減額いたしております。

地域密着型介護サービス給付費では、地域密着型通所介護事業所の給付費増に伴い、2,500万円を増額しております。

介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費では、サービスの給付費に増加が見込まれるため、250万円を増額しております。

高額介護サービス等費では、居宅サービス又は施設サービスの利用負担額が一定額を超えた額を支給する高額介護サービス費の給付費増が見込まれるため、50万円の増額補正をお願いするものです。

地域包括支援センター費、総務管理費、一般管理費の職員給与関係経費については、時間外勤務手当の不足及び会計年度任用職員の雇用に伴う職員給与関係経費の調整として、189万2千円の増額補正をお願いするものです。

続きまして、保険事業勘定の歳入について御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、60ページをお開きください。

繰入金、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金につきましては、時間外勤務手当の不足及び地域包括支援センター会計年度任用職員の雇用に伴う職員給与関係経費の調整として、239万2千円を計上させていただくものです。

以上、議案第12号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第13号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第13号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

69ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、債務負担行為の変更1件をお願いするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、第1表 債務負担行為の補正により、御説明申し上げます。

70ページをお開きください。

債務負担行為の補正では、自治体クラウドサービス利用料について、機器の構成及び数量の精査により、限度額を410万円に変更することをお願いいたしております。

以上、議案第13号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第14号 令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）

議案第14号 令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

71ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用で421万5千円の増額、営業外費用で141万円の増額補正をお願いしております。

また、第3条の債務負担行為では、表のとおり、限度額の変更をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして御説明申し上げます。

79ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出予算につきまして御説明申し上げます。

水道事業費用の営業費用、配水及び給水費では職員の給与関係の調整及び漏水管の修繕に伴うものとして306万2千円の増額、総係費では職員の給与関係の調整に伴うものとして115万3千円の増額、合計421万5千円の増額補正をお願いしております。

また、営業外費用の支払利息では、企業債利息の確定に伴いまして、141万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、債務負担行為について申し上げます。

前にお戻りいただきまして、71ページをお開きください。

令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）で設定いたしました自治体クラウドサービス利用料に額の変更が生じたため、限度額の変更をお願いするものです。

以上、議案第14号 令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第15号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第15号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

80ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の営業外収益で46万円の増額補正をお願いしております。

また、支出の営業費用で25万9千円の増額、営業外費用で141万円9千円の増額補正をお願いしております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、支出の建設改良費で41万2千円の増額補正をお願いしております。

次に、第4条の債務負担行為では、表のとおり、限度額の変更をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして御説明申し上げます。

91ページをお開きください。

収益的収入及び支出の予算につきまして御説明申し上げます。

収入の営業外収益では、県補助金で下水道接続支援事業補助金の交付額決定により、46万円の増額補正をお願いしております。

92ページをお開きください。

支出の営業費用では、業務費の補助金で、下水道接続支援事業補助金の86万円の増額補正をお願いしております。

次に、総係費では、職員の給与関係の調整に伴うものとして、60万1千円の減額補正をお願いしております。

次に、営業外費用では、支払利息及び企業債取扱諸費で企業債利息の確定に伴いまして、141万9千円の増額補正をお願いしております。

93ページをお開きください。

資本的収入及び支出の予算につきまして御説明申し上げます。

支出の建設改良費では、管渠建設改良費で、職員の給与関係の調整に伴うものとして、41万2千円の増額補正をお願いしております。

続きまして、債務負担行為について申し上げます。

前にお戻りいただきまして、80ページをお開きください。

令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）で設定いたしました自治体クラウドサービス利用料に額の変更が生じたため、限度額の変更をお願いするものです。

以上、議案第15号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第16号 令和6年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）

議案第16号 令和6年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

94ページをお開きください。

第2条の債務負担行為の設定では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる業務委託料等につきまして、3件の債務負担行為の設定をお願いしております。

以上、議案第16号 美浦村電気事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和6年第4回美浦村議会定例会追加議案提案理由説明書

議案第17号 美浦村監査委員の選任について

議案第17号 美浦村監査委員の選任につきまして、御説明申し上げます。

追加議案書の3ページをお開きください。

本案は、令和6年4月より識見を有する者の中から選任される監査委員として御尽力いただいております、木村 威夫（きむら たけお）監査委員が令和6年12月19日をもちまして辞職する旨の辞職願が提出されたことに伴い、次期監査委員として、矢ヶ部 康（やかべ やすし）氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、同意を求めるものであります。

矢ヶ部 康（やかべ やすし）氏は、日本テキサス・インスツルメンツ合同会社本社にて、施設・環境・安全部の部長を務められました。退職後は、国立環境研究所に勤務され、現在は独立し、環境コンサルタントとして活躍されております。

人格、識見豊かな方として監査委員に選任いたしたく、議会の御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、議案第17号 美浦村監査委員の選任につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

**令和 6 年第 4 回
美浦村議会定例会会議録 第 1 号**

令和 6 年 1 2 月 1 0 日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明)

議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第 2 号 美浦村立美浦小学校給食調理場設置条例

議案第 3 号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村立大谷時計台児童館・美浦村立木原城山児童館）

議案第 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村老人福祉センター）

議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村デイサービスセンター）

議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村生涯郷土工芸館）

議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村自立支援センター）

議案第 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）

議案第 10 号 令和 6 年度美浦村一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 11 号 令和 6 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 12 号 令和 6 年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 13 号 令和 6 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 14 号 令和 6 年度美浦村水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 15 号 令和 6 年度美浦村下水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 16 号 令和 6 年度美浦村電気事業会計補正予算（第 1 号）

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	塚 本 光 司 君
3 番	諸 岡 正 明 君	4 番	北 出 攻 君
5 番	松 村 広 志 君	7 番	小 泉 嘉 忠 君
8 番	岡 沢 清 君	9 番	山 崎 幸 子 君
1 0 番	林 昌 子 君	1 1 番	小 泉 輝 忠 君
1 2 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

6 番 葉 梨 公 一 君

1. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島	栄 君
教 育	長	山 崎	満 男 君
総 務 部	長	吉 原	克 彦 君
保 健 福 祉 部	長	圓 城	達 也 君
経 済 建 設 部	長	岡 澤	光 一 君
教 育 部	長	小 山	久 登 君
総 務 課	長	笹 倉	英 雄 君
企 画 財 政 課	長	大 竹	裕 幸 君
収 納 課	長	成 嶋	幸 子 君
住 民 課	長	中 島	紀美江 君
福 祉 介 護 課	長	柳 堀	浩 君
健 康 増 進 課	長	坂 本	聖 子 君
国 保 年 金 課	長	浅 野	洋 子 君
都 市 建 設 課	長	糸 賀	卓 也 君
経 済 課	長	正 慶	將 暢 君
生 活 安 全 課	長	富 田	正 寿 君
上 下 水 道 課	長	飯 田	和 徳 君
学 校 教 育 課	長	松 葉	時 男 君
子 育 て 支 援 課	長	葉 梨	裕 美 君
生 涯 学 習 課	長	石 川	大 志 君
幼 稚 園	長	矢 崎	和 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	米 澤 稔
書 記	田 代 恭 子
書 記	中 嶋 朋 幸

午前 10 時 00 分 開会及び開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第 4 回定例会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は 11 名です。

葉梨公一君の 1 名が欠席となっております。

これより、令和6年第4回美浦村議会定例会を開会いたします。

なお、今定例会中、広報用の写真撮影及び動画撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長の御挨拶をいただきたいと思います。

中島村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） おはようございます。

令和6年も12月に入り、朝夕の寒さは一段と身にしみる季節になってまいりました。議員各位には第4回美浦村議会定例会に御参集をいただき、御苦労さまでございます。

今年の気温は夏から秋終盤まで例年になく猛暑が観察され、自然災害も日本のみならず、全世界で発生するなどの報道がされております。この原因は、海水温の上昇が原因で異常気象が起きているなどの報道もあり、地球に優しい環境づくりが問われております。CO₂削減はもちろんのこと、私たちの住むところが安心だと思わず、常に災害に対応できる防災減災の取り組みは、住民を守る上で必要不可欠であります。

今年10月1日に石破政権が誕生しましたが、少数与党のため、103万円の壁問題や企業献金については、政権与党として決め切れず、地方自治体への来年度予算にも影響が心配されるという実態でございます。

一方で、念願でありました地域手当については、来年度から2%、またその翌年度から4%との提案が総務省から示されましたが、確定には至っていません。地方から請願した成果が一步前進したことは、うれしい限りであります。

第47回の“みほ”産業文化フェスティバルも、村民の参加、職員のスムーズな運営により盛大にできたことは、担当者の意識の向上が見ておりました。

また今回は、友好交流を結んでおります茨城町、福島県大玉村さんには御支援いただきましたことは感謝申し上げますとともに、大玉村からは一般庶民40名以上がバスで来村し、参加されたことに改めて交流の深化を感じることができました。来年は、美浦村から御礼の訪問も考えていきたいというふうに思っております。

11月1日、7人目となる地域おこし協力隊、阿部直希さん27歳が着任いたしました。子供の頃から歴史に興味があり、美浦村の鹿島海軍航空隊跡地、大山湖畔公園を知り、今回応募していただきました。美浦村の歴史や情報を末永く後世に伝え、伝える活動や観

光プロモーションを実施していきたいとの思いに、期待をしております。

美浦中学校敷地内に建設中の美浦小学校も、内覧ができるように仕上がってきました。3月の竣工式には、議会の皆さんと共にお祝いし、4月の開校式を迎えたいと思います。

今定例会の提案議案案件は、議案第1号で刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例が1件、議案第2号で美浦村立美浦小学校給食調理場設置条例が1件、議案第3号で美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第4号で公の施設の指定管理者の指定について（美浦村立大谷時計台児童館・美浦村立木原城山児童館）が1件、議案第5号で公の施設の指定管理者の指定について（美浦村老人福祉センター）が1件、議案第6号で公の施設の指定管理者の指定について（美浦村デイサービスセンター）が1件、議案第7号で公の施設の指定管理者の指定について（美浦村生涯郷土工芸館）が1件、議案第8号で公の施設の指定管理者の指定について（美浦村自立支援センター）が1件、議案第9号で公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）が1件、議案第10号で令和6年度美浦村一般会計補正予算（第6号）が1件、議案第11号で令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第12号で令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第13号で令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第14号で令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）が1件、議案第15号で令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）が1件、議案第16号で令和6年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）が1件の16案件であります。

議員各位には、御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

4番議員 北出 攻君。

5番議員 松村広志君。

7番議員 小泉嘉忠君。

以上の3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から20日までの11日間としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から20日までの11日間といたします。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例から議案第16号 令和6年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）までの16議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第16号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午前10時09分 散会

**令和6年第4回
美浦村議会定例会会議録 第2号**

令和6年12月18日 開議

一般質問

諸岡 正明 議員

林 昌子 議員

松村 広志 議員

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	塚 本 光 司 君
3 番	諸 岡 正 明 君	4 番	北 出 攻 君
5 番	松 村 広 志 君	6 番	葉 梨 公 一 君
7 番	小 泉 嘉 忠 君	9 番	山 崎 幸 子 君
10 番	林 昌 子 君	11 番	小 泉 輝 忠 君
12 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

8 番 岡 沢 清 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	山 崎 満 男 君
総 務 部 長	吉 原 克 彦 君
保 健 福 祉 部 長	圓 城 達 也 君
経 済 建 設 部 長	岡 澤 光 一 君
教 育 部 長	小 山 久 登 君
総 務 課 長	笹 倉 英 雄 君
企 画 財 政 課 長	大 竹 裕 幸 君
福 祉 介 護 課 長	柳 堀 浩 君
健 康 増 進 課 長	坂 本 聖 子 君
都 市 建 設 課 長	糸 賀 卓 也 君
経 済 課 長	正 慶 將 暢 君
生 活 安 全 課 長	富 田 正 寿 君
学 校 教 育 課 長	松 葉 時 男 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	米 澤 稔
書	田 代 恭 子
書	中 嶋 朋 幸

午前10時00分 再開

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第4回定例会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は11名です。

岡沢 清君の1名が欠席となっております。

なお、本日は美浦大学の皆様には傍聴をいただき、大変ありがとうございます。

ただいまから、令和6年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 通告のありました、一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、諸岡正明君の一問一答方式での一般質問を許します。

諸岡正明君。

〔3番議員 諸岡正明君登壇〕

○3番（諸岡正明君） おはようございます。

通告に従い、高橋川の治水対策についての一般質問を行います。どうかよろしくお願いをいたします。

高橋川の治水対策については、令和5年6月2日から3日の集中豪雨により、本村と稲敷市を流れる高橋川が氾濫し、国道125号冠水による通行止め、美浦村、床下浸水7件、水田の大規模冠水、稲敷市、床上浸水2件、床下浸水3件の被害が確認されている。これを受け、美浦村長・稲敷市長両名で、県土木部長へ災害対応支援要請と要望書を提出、本村議会でも同様の要望書を提出しております。その後、令和5年7月に、県河川課が中心となり、美浦村・稲敷市担当者が出席し、対応課題について協議。中間報告として、高橋の上流を流下能力が低い対策として、流域全体で、潮流能力確保として調整池などの貯める対策、河川断面のかさ上げによる流す対策が両市村の被害防止対策として挙げられるとの報告を、令和6年第1回定例議会一般質問にて伺っ

ている。その後、令和6年9月10日の第3回定例議会全員協議会において、高橋川流域の浸水防止軽減報告書として、浸水被害の要因として、一つ目は、国道125号高橋より上流区間の流下能力が低いことにより越水をし、家屋等への浸水被害につながっている。二つ目は、高橋川の水位上昇に伴い、右支川、これは稲敷方面からの流水が確保されず越水し、浸水被害につながっている。有効な案として、高橋川、調整プラスかさ上げ、右支川、調整プラスかさ上げとの説明をいただいたが、その後どのような方針で進めていくか、伺いたい。

そこでまずは、県・市村で取りまとめた被害要因の検証結果と軽減対策について、美浦村としてはどのように受け止めているのか、伺いたい。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本村の懸案であり、高橋川の越水による被害について、茨城県・稲敷市・美浦村で合同の対策協議を行い、その中で県や専門機関、技術者によるデータの収集と分析を行ったことは、大変貴重であったと考えております。

先ほど議員がお示しされました資料のほかにも、雨量、時間、霞ヶ浦の水位との関連、橋梁部や国道125号バイパスの影響など、様々なデータをグラフ化や図面に落とし込み、解析。これをもとに行った対策協議における検証結果では、高橋川越水の大きな要因の一つといたしまして、高橋川と右支川合流地点とその上流の流下能力が著しく低いことが起因し、越水につながることを改めて確認をいたしました。

このような検証結果をもとに、中期的な災害対策の視点から、流域全体での貯留能力の確保、そして高橋川及び排水路の流下能力の向上、つまり、貯める対策と流す対策に向け研究を行い、県から示されました調整池を活用した軽減対策を、本年6月に取りまとめております。

具体的な対策といたしましては、高橋川付近に仮に調整池を1か所、右支川付近に仮に調整池を1か所設け、さらに仮に高橋川のかさ上げなどを行った場合、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号の雨量条件によるシミュレーション結果において、この付近の家屋の床下浸水の解消ができるなど、一定の対策効果が認められました。

本村・稲敷市ともに、県から有効な手段として提案された調整池は、想定を超える異常気象が続く昨今、これまでと違った視点で、とても有効な減災対策であると受け止めております。

しかしながら、一方では、大きな事業用地を要することから、地域や多くの地権者の御理解が必要であるとも考えております。そして、多額の事業費を要することも想定されます。

つきましては、高橋川と右支川排水路の流下能力の向上、流す対策について、ほかの手法も研究をしてみるべきと、認識で共有をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 諸岡正明君。

○3番（諸岡正明君） はい、答弁ありがとうございました。

この検証結果において、越水に起因することを確認し、県が打ち出した調整池を活用した軽減対策のシミュレーションでは一定の効果が認めるものの、高橋川及び排水路の流下能力の向上について、稲敷と美浦村では別の方法も探るとのことだが、今後どのような方針で進めていくのか、具体的に伺いたい。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 6月の報告書取りまとめ以降も、引き続き稲敷市と美浦村で定期的に協議を行い、検証結果から問題とされている高橋川と右支川の合流付近の流速を保つ対策、流す対策について、ポイントを絞って協議を重ね、さらに県河川課や竜ヶ崎工事事務所などの関係機関からの助言、県技術公社からの技術的な意見を取り入れながら研究をしております。

そこで、一つは合流地点の流速を保つために、合流付近、資料、赤の囲み及び写真の1の土木工事対策、もう一つは資料、下の赤の囲み1、右支川の流量を調節する整備も有効な事業になり得るのではないかと考えております。

つきましては、この二つの事業がどのくらい有効な軽減策となるか、事業の実現性、工期や概算事業費、さらには費用面での国や県の有利な防災対策メニューはいかがか、あるいは形状変更や流れが変わることによる周辺の影響はどうか、そして、本年度まとめました調整池や以前に打ち出した対策事業との効果比較等々、来年度も引き続き稲敷市と力を合わせて調査を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 諸岡正明君。

○3番（諸岡正明君） ただいまの岡澤部長の答弁の中で、高橋川と右支川、要するに稲敷寄りの合流地点流水の確保が十分ではなく、有効な合流付近の土木工事対策、さらには右支川の流れを調整する整備も考慮・調査とあるが、これは令和7年度の調査実施の予算付けというのは考えているのか、その点お伺いしたい。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 具体的な事業策を見いだしていくためには、多様な調査と技術者によるデータの解析が不可欠でありますことから、議会の理解と承認を得た上で、一部業務について専門機関への委託をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 諸岡正明君。

○3番（諸岡正明君） 今の部長の答弁で、令和7年度予算の中で調査費を考慮する

との答弁で一步前に進んだのかなと思いますが、高橋川の治水対策については関係する住民にとりましては、昨年ばかりでなく、過去数回被害に見舞われ、安心安全を確保することが望まれております。

以前にも申しましたが、美浦村・稲敷市とも、これを解決しなければならない大きな課題であります。二つの市村にまたがる河川で大変な難しさはあると思うが、早い段階で整備の実現に向けて推進すべきと考えますが、最後にその件について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 稲敷市・美浦村にとって大変大きな問題でございますので、両市村で力を合わせて推進してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 諸岡正明君。

○3番（諸岡正明君） はい、答弁ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 以上で、諸岡正明君の一般質問を終了いたします。

次に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

〔10番議員 林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） おはようございます。

それでは、通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

まず初めに、観光振興についてです。

観光振興とは、外部からの観光により、地方創生や地域活性化を目指すことを言います。現在の美浦村は少子化や村外流出と高齢化による自然減が進んでおり、美浦村の地域活性化には、農業はもとより、豊かな自然とJRAがあることでの馬の里イメージを生かした観光振興に力を入れる必要があると考えます。

そこで、本村の現状と対策を伺います。

まず初めに、人口減少の現状と課題をどのようにお考えかを伺います。

○議長（下村 宏君） 吉原総務部長。

〔総務部長 吉原克彦君登壇〕

○総務部長（吉原克彦君） 林議員の御質問、質問にお答えいたします。

人口減少の原因と美浦村の抱える課題ではありますが、議員御質問の要旨にありますように、本村は少子化や村外流出による人口減少と高齢化による自然減が進んでおり、令和6年12月1日現在、1万4,171人となっております。

資料といたしまして、平成27年度からの数値を表にしたものを提示しておりますが、

自然減については、高齢化の進行に伴う死亡数の増加や子供の出生数が長期的に減少傾向にあることも要因だと思われます。

村の課題といたしましては、長期的には税収などの歳入の減少が見込まれる一方、高齢化はさらに進むことが予想されることから、社会保障関係費等が増加し、財政の硬直化の進行が懸念されます。

また、財政に余裕がなくなり、公共施設、インフラの老朽化への対応等が難しくなり、全般的に行政サービスの低下を招く恐れがあるものと思われます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、行政サービスの低下を招く恐れがあるとのことでしたので、ぜひこれを防ぎたいと思って今回質問をさせていただきました。

部長が示された表を見ますと、平成27年から令和5年の間で人口が2,069人減少しているのに対し、世帯数は35世帯しか減少していないという現状を見ますと、複数の家族が転出しておりまして、単独世帯が多いという現状が分かりました。高齢化による社会保障関係や公共施設整備は待ったなしで、人口減少での税収減は、何も策を講じなければ、本村存続の危機を招きます。

そんな中で、住民サービスの低下を招かないためにはと執行部も多岐にわたり取り組まれていることに、敬意を表する次第でございます。

美浦村に限らず、ほかの自治体でも試行錯誤しながら工夫をされているのが、観光振興です。これからは観光振興の取り組みに力を入れて、村外の方が美浦村で楽しく有意義な時間を過ごし、美浦村を気に入っていただき、定期的に来村する人口の定着化と定住化が図れれば、人口減少の加速化が緩めることにつながると考えます。それには、村外の若者が美浦村に誇りを持って住み続けられる環境を整備することが必要と考えます。

そこで次に、村内の豊かな観光資源の活用を今後どのように生かしていくのかをお尋ねいたします。馬の里イメージをよりPRするための施策は、どのように取り組むのか。ふれ愛プラザやみほ一すファームを活性化させる取り組み、農業体験等の取り組み、大山湖畔公園の今後の構想や廃校跡地利用について、まとめて質問をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 林議員の御質問についてお答えいたします。

本村における観光事業は、これまで各種イベントや物産展への参加が中心でありましたが、昨今、全国の自治体が地方創生や地域活性化を掲げ、プロモーション競争が激化する中、ここ数年は積極的な推進策を打ち出しており、昨年度林議員から御提案をいただきましたキャラクターの活用も進めているところでございます。

このような中、ＩＰコンテンツ・著作物を活用した観光キャンペーン、ウマ娘プリティダービーのコラボレーションにより、今年度大規模なイベントをみほふれ愛プラザで開催をしております。

ウマ娘は実在の競走馬をモチーフにしたキャラクターが登場するもので、ファンが多く、キャンペーン中は見込みではございますが２万人の来場者で賑わいました。また、告知後のホームページの閲覧件数が３万６,８００回、エックス——旧ツイッターの閲覧件数も１０９万回を超え、関心の高さが見られました。

これをきっかけに、本村へ訪れていただき、ゆかりの地であるＪＲＡ美浦トレーニング・センターをはじめ、大山湖畔公園や陸平貝塚といった村内の観光スポットを知っていただくことで、本村の認知度を向上させ、ひいては本村のイメージアップにつながればと存じます。

競走馬の里をイメージした、みほ一すファームの愛称で７月にグランドオープンした直売所は、従来の直売所としての役割に加え、観光拠点としての機能を強化し、情報発信や自主イベントの開催等により、村内外から集客を目指しております。運営が軌道に乗るには時間が必要であるとは思いますが、村と指定管理者との協働により、今後、様々な企画の展開が期待できるものでございます。

次に、農業体系につきましては、田植えや収穫体験に限らず、農産品や特産品を活用した企画なども検討してまいりたいと考えております。なお、マッシュルームスープや蹄鉄をモチーフとした蹄鉄ワッフルを茨城県主催のイベントなどに参加、出展をし、食を通したＰＲにも努めております。

続きまして、大山湖畔公園は、指定管理者であります株式会社プロジェクト茨城により、観光庁の補助事業を積極的に活用しながら、多彩な催しを取り入れ、運営をしております。担当の企画財政課では、今後も歴史的にも重要な戦跡の保存、平和活用による村外来場者の増と、村民の皆様の利用も増えるよう、自動車庫を集会施設として一般貸出しすることや、号令台や築山の整備を検討しております。また、未利用の敷地が多いこと、施設老朽化の対策も必要であると考えております。

学校跡地の活用につきましても、企画財政課が進めており、令和５年７月に設置された美浦村学校施設跡地利活用検討委員会により、有効活用例としまして、幾つかの観光に結びつく提案が挙げられており、こうした利活用が進むことにより、既存の観光資源と組合せによる相乗効果が生まれ、観光振興に寄与することが期待できると思われま。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○１０番（林 昌子君） ウマ娘プリティダービーとのコラボ企画では、本当に多くの皆様に来ていただいて、推し活される方のマナーのよさに驚かされました。また、若い人たちにあふれ、美浦村が一時期活気にあふれていました。また、みほ一すグッ

ズの啓発品も増えて、購入してくれる方々が増えてきています。担当者の皆様の御尽力に、敬意を表する次第でございます。ありがとうございます。今後も期待をしております。

農業体験等の企画も農家の方の御協力をいただき、推進されていることを期待しております。最近、若い人が美浦村に定住して農業をされている方をお見受けします。美浦村の豊かな土壌を生かした交流することで、非日常を体験するだけでなく、定住につながったらうれしいことでございます。

大山湖畔公園の取り組みには、頭が下がります。施設整備費用をクラウドファンディングで確保し、常にイベントを企画し、SNS等でPRしていますので、確実に観光スポット認知度向上、イメージアップにつながっていると感じております。

ただ、村外の方への取り組みはいいのですが、地元の方との交流できる取り組みが少ないようにお見受けします。

そこで、地元利用者のお得感・特別感を感じて足を運んでもらう取り組みはできないでしょうか。例えば、4月1日、美浦村、来年は村政70周年を迎えますけれども、観覧料無料とか、イベント時の利用料を半額にするとか、地元の方にこの公園を理解し支えてもらう場所になれば、もっと湖畔公園の交流人口が増えていくと推察をいたします。今後の検討をお願いいたします。

学校跡地活用に関しては、住民の皆様に御理解して見守っていただける場所になる御配慮をお願いいたします。ワークショップのときにも案が出ておりましたが、美浦村に遊びに来て泊まる場所がなく、日帰りするか、ゆっくり過ごしたい方は近隣の宿泊施設に泊まり、村内で過ごされる方が多くいらっしゃいました。観光振興に力を入れて集客を増やす企画をするのであれば、宿泊施設やキャンプ場、美浦村は本当に星空がきれいだということに来ていただいている方が多いです。そういうことも視野に入れた検討をお願いいたします。

次に、看板整備や観光マップ見直しとSNS活用について、伺います。

まず、看板についてですが、村外から来られて、そんな施設を利用するときに、目標として見るのが看板であります。

資料を御覧ください。これよりは、看板整備の観点で5か所示させていただきます。

美浦村役場、美浦村中央公民館看板を提示させていただきますが、美浦村の中心施設である役場と中央公民館の看板が、片面がほとんど見えておりません。

次の資料、光と風の丘公園内看板の一部でございますが、利用者が一番目にする場所のところをアップしました。何のための看板か分からない。削れていて字が読めないという看板でございました。

次の資料は、木原城址城山公園の看板ですが、木原城というのは、一説には戦国時代末期、江戸崎城主土岐氏の家来、近藤氏の築城と伝えられていますが、15世紀の土器が発掘されたりと、貴重な歴史遺産です。茨城県で2番目に古い城とも言われてい

るようで、歴史マニアの方々が見にこられても、看板からは情報が得られず、残念な状況です。美浦村として大切に管理していないと判断されるのが、とても残念な状況であります。

次の写真は、一宮自然環境保全地域です。この２枚の看板は、老朽化とごみ持ち帰り設置が必要な場所と考えます。

次の写真は、馬掛神社周辺の修繕設置が必要な場所と見受けます。

次からの２枚は、見やすいところに移設検討をお願いしたい看板を示します。

木原多目的集会施設、農林漁業者トレーニング・センターの看板できれいな看板ではございますが、車等では見えにくく、見逃してしまう位置にございます。また、次の老人福祉センター運動公園案内看板、美浦村社会福祉協議会自立支援センター入り口案内看板、これも同様に見にくい、車で通ると見にくい看板で、ここに行こうと思っている方が、つい通り過ぎてしまうとの御意見もございました。

次の看板は、大谷小学校、地元でも知られておりません。敷地外から見れる位置に移動すれば、そこを通った方が、ここに３か所貝塚があるということが地域の方にも見られるのではないかと、有効活用をしていただければと思います。

次の看板は、大須賀津農村公園展望台。これは、今後は新設及び今後の有効活用として必要ではないかと思っ提示させていただくのですが、鐘が鳴ることを知らない人がほとんどではないでしょうか。鐘が鳴る場所ということのPR看板の設置は、いかがでしょうか。

また、ロードパーク上の観光、景観のよい場所、以前は景観がいい場所という看板が設置されていましたが、今はこのように撤去されております。それは、そういう活用していないことで看板が無意味になったことでの撤去であると理解はしているわけですが、ぜひこの場所も、看板だけでなく、観光場所としての整備が必要ではないかということで、提示をさせていただきました。

看板だけでなく、観光マップを見直し、リニューアルする検討がなされているのかという点で質問いたしますが、SNSで村の行事イベント案内紹介やイベントの様子をアップすることで、次のイベント参加への啓発につながるとは思います、その点をどのように検討されているかを伺います。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 村の観光資源、誇れる施設も、村外からお越しの方には、場所が分かりにくいものでございます。主要な史跡には案内看板を設置し、正確な内容が確認できるものとなっておりますが、ただいま御指摘のありました看板などは、計画的に修繕をしていかなければならないと考えております。

また、今後は、インターネット上のマップに施設名や紹介記事を掲示し、スマートフォン等で気軽に検索いただけるような方法を研究するとともに、SNSでの情報発

信を行ってまいりたいと存じます。

大須賀津湖畔農村公園は、霞ヶ浦と筑波山を一望できる公園であり、展望台には鐘を設置しており、鐘が鳴る公園としてPRをしてまいりたいと思います。また、馬掛ロードパークに隣接する高台にある村有地からのパノラマも雄大でございます。どちらも、つくば霞ヶ浦りんりんロード沿いトイレ、サイクリストの休憩場として最適でありますことから、こうした利活用策を進めていくべきと考えております。

さて、架空の人物を初代観光大使に委嘱するという全国でも珍しい取り組みも、本年度に行っております。

また、既存の観光パンフレットは作成から期間が経過し、情報が古くなっていることから、現在新しいものを作成中でございますが、このパンフレットは観光大使である漫画「映像研には手を出すな！」の主人公、浅草みどり氏が美浦村を冒険するというコンセプトで、今までのパンフレットとは一線を画す内容となる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 前向きな答弁をいただき、今後の進捗状況を期待して見守ってまいりたいと思います。

観光資源の活用について、るるお尋ねをいたしました。が、まだまだすばらしい資源があります。今後は観光のまちづくりのために、村内の豊かな自然や文化など、あらゆる資源を生かし、来訪者の増加や地域活性化を図る施策を計画的に進めるべきであると思いますが、その点はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 折しも、新たに観光振興基本計画の策定を予定しております。

さきに答弁させていただきました本村の観光資源の構想や利活用について、施設管理担当課の意向を踏まえ、取りまとめをしてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、観光振興基本計画策定を予定しているとのことですが、観光振興を進めるには、ほかの自治体では観光協会を核として、観光事業の推進を図っております。

ホームページには、美浦村観光協会へのお問い合わせで意見要望を電子メールで回答することは行っているようではございますけれども、実際の観光協会の取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 観光振興に当たっては、その核となるのは観光協会

であると存じます。現在、観光協会は経済課内に事務局を置き、職員がその業務を担当しておりまして、さきに答弁いたしましたとおり、今までの取り組みはイベントや物産展への参加が主なものであり、主体的な事業の展開は本年度が初めてであると認識しております。

今後、本村における観光を振興していくために、観光協会の機能強化が求められますが、この際民間の自由な発想による事業展開や専門職員の配置による効率的効果的な事業実施の必要性を鑑み、本村におきましても様々な視点を持った議論が必要であると考えております。

また、村を訪れる方への視点のみならず、地域で生活をされている方々からの理解をされる活用策、陸平をヨイショする会のように、既に地域に根差した活動を自発的に行う住民活動団体や民間企業との連携策なども見据える必要がございます。

このため、地域おこし協力隊の派遣を要請し、数年の期間をかけ、観光に関する事業の充実に向けた調査研究に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 今後の取り組みを楽しみにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次の資料を提示いたしますが、あんどろ真理子オフィシャルサイト——という、土浦市の市長ですね。それと、ヤフーニュースのマップ、左右に提示させていただいておりますが、これは土浦市の職員が自作でランチ地図を作成したことを市長が宣伝をしておりまして、またニュースでも取り上げられておりました。土浦市でランチするときに今日はどこでランチしようかと、この地図を参考に決める人が増えていると人気のマップになっているそうです。ぜひ参考にさせていただけたらと、資料として提示をさせていただきました。よろしくお願いいたします。とても見やすく分かりやすい、楽しいマップです。よろしくお願いいたします。

次に、現在美浦村の地域おこしのために強力に推進してくださっているのが地域おこし協力隊ですが、その取り組みをどのようになされているか、お伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 吉原総務部長。

〔総務部長 吉原克彦君登壇〕

○総務部長（吉原克彦君） 現在、美浦村では7名の地域おこし協力隊が活動しております。大山湖畔公園を中心とした交流人口の拡大や子育て世代の支援、地域コミュニティの再生に向けた取り組みや、特産品の開発などに取り組んでおります。隊員たちの成果につきましては、まだ日の目を見ないもの、既に肌で感じているものなどがありますが、彼らのおかげで美浦村の知名度も徐々に増加しているものと思われま

す。

今後の地域おこし協力隊における村の活性化に向けた方向性としましては、引き続

き、交流人口の増加や地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援を行いながら、定住定着を図っていただきたいと思います。と思っています。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 協力隊の方々が客観的な視点で自身の得意分野を生かした取り組みや働きかけで、他県からも多くの方が村内で楽しんでいる様子に触れ、確実に美浦村の知名度はアップしていると感じているところでございます。

そこで、再質問させていただきます。

以前質問したときに、協力隊の会議をして情報交換すべきと提言させていただきましたが、現在の協力隊会議はなされているのでしょうか、伺います。

○議長（下村 宏君） 吉原総務部長。

〔総務部長 吉原克彦君登壇〕

○総務部長（吉原克彦君） 以前御質問の際に御提言いただきました協力隊の会議につきましては、現在のところ開催に至っていないのが現状でございます。現在、担当者レベルではございますが、地域おこし協力隊同士を紹介し、お互いの現状や課題などを相談する機会を設けているところでございます。そこでは、最近の活動状況や今の課題を話したり、SNSの掲載の仕方や報告会を一緒に開催しようなどの相談をしているとのことでございます。

今後についてですが、林議員が御提言いただいた情報の情報交換の場は必要かと考えております。また、おのおの協力隊の課題が、もしかしたら別の隊員で解決できる場合もあるかと考えます。地域おこし協力隊同士が、ミーティングのような形で何でも話し合える場の提供を検討してまいりたいと思います。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 検討されているとの答弁いただき、確認ができてよかったです。

せっかく活動されているのに、その活動が地域おこし協力隊の活動と知らない方も結構いますので、ぜひPRしていただきたいと思いますという思いで伺わせていただきました。

今年も新しく隊員が増えて、不安や分からないことが多々あるかと思います。今年度内に、ぜひとも隊員同士の情報交換の場を立ち上げていただきたいと思います。住民は、誰が隊員でどのような活動をしているのか知らない人が多く、その意味でも報告会等での発表の場を設けていただきたいと思いますと強く願います。知っている人には常に交流をして、美浦村の住民の温かさに触れて、美浦村を好きになってくれる隊員もいます。全ての隊員がそうなれば、隊員の任期満了後も美浦村に定住してくれる可能性があります。ぜひ、この2点、実現していただきたいと思います切に願うところでございます。

そこでさらに、再質問させていただきます。

今後、協力隊がそれぞれに最良の形で力を発揮して成果を出させるためには、どの

ように取り組んでいくことがよいか、お考えをお尋ねさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 吉原総務部長。

〔総務部長 吉原克彦君登壇〕

○総務部長（吉原克彦君） 先ほどの答弁の中で、本村には7名の地域おこし協力隊が在籍していることを申し上げました。彼らはそれぞれの目的を持ち、現在活動に取り組んでいるところでございます。

隊員の皆さんに共通して言えるのは、「地域」というキーワードでございます。地域おこし協力隊も美浦村の住民となり、活動していく上で、地域に入ってから課題を解決するためには、隊員だけでは解決できない問題に直面する場合も多いかと思われます。今後、隊員が力を発揮し、成果を出していくためには、行政の手助けはもとより、地域の方々の御理解と御協力が、日頃の活動や地域おこし協力隊としての活躍を生かせるポイントかと考えます。それには、村内にもっと地域おこし協力隊の存在及び活動を周知していく必要があると考えます。議員の皆様も、地域おこし協力隊の活動について御理解と御協力をお願いするとともに、地域おこし協力隊の本来の目的であります、地域協力活動を美浦村に根づかせ、隊員の美浦村への定住定着への御支援をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 美浦村の魅力は、他地域にはなくて、美浦村にしかないものがあることです。

地域おこし協力隊の方は、その魅力を十分に引き出し、PRする働きをしていただきますよう期待をしております。今後も、担当課の方々の的確な助言をよろしくお願い申し上げます。

そこで最後に、村長に質問をさせていただきます。

筑西市のホームページですけれども、これはシティプロモーション推進課のホームページでございます。地域振興に関して、吉原総務部長と岡澤経済建設部長に伺いましたが、今後の美浦村の自然と観光資源をPRして、交流人口を増やし、美浦村の活性化を進めるためには、観光振興に力を入れることは急務であると改めて痛感したところでございます。

そこで、2点質問をさせていただきます。

本村は、地域振興が総務部企画財政課、観光振興が経済建設部経済課と、二つの部に分かれています。筑西市のように、シティプロモーション推進課を設置して、専門に推進する自治体が増えております。資料には提示しませんが、河内町でもまちづくり推進課を設置して、河内イルミネーション、河内プレミアム商品券、ふるさと納税返礼品等のお知らせや、地域おこし協力隊募集も行っており、まちづくりのために一つの課で専門に取り組む体制は、迅速にする取り組みと見受けられます。観光振興で美浦村の活性化を図る機構改革に対する構想がありましたら、お聞かせをいた

だきたいと思います。

また、明年は村政70周年の佳節を迎えます。そして、陸平をヨイショする会30周年と意義深き年となります。大きく美浦村を盛り上げ、魅力度アップする意味でも、美浦村スペシャルムービーを作成していくのはいかがでしょうか。このたび決まりました国の補正予算でも、地方創生2.0、新たな地方創生施策の補助金が倍額となり、また令和7年度予算案にも、地方交付税交付金の中で地域振興と格差是正として、観光振興、地域資源を活用したプロジェクト支援が盛り込まれているようでございます。

今、国を挙げて、自治体の活性化のための支援を最重要課題と捉えて支援策を講じているところでございます。このときを逃すことなく活用し、美浦村のすばらしい歴史を継承していくためにも、後世に残る映像を作成し、またそれをふるさと納税の返礼品とするとか、もっともっとPRが広がると夢が膨らむ構想でございますが、この検討ができないかの2点をお尋ねさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 中島村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 議会定例会再開日、大変御苦労さまでございます。

林議員のですね、シティプロモーションも含めて、今の岡澤部長と吉原部長のほうから答弁をさせていただきました来年の70周年に向かって、映像を駆使した美浦のPRはできないかということだと思います。

いろいろな観光大使たくさんいるんですけども、架空の観光大使としては、1番最初に大洗のガルパンが結構、公共で人も呼び寄せているという実績があります。架空な部分では、映像研には手を出すなという中で、大童澄瞳さんがつくった浅草みどりさんを、架空でありますけども、美浦も観光大使として初めて、地域おこし協力隊とは別な枠でお願いをして、委嘱させていただきました。

これはまだ今年委嘱したばかりなので、これについては経済課、観光のほうを受けております。そういうところとコラボして、いろんな部分ですね、映像研には手を出すなのは、遺跡のいろんなところを巡るという、ドラマ化してありますんで、美浦としては、大山湖岸鹿島海軍航空隊の跡地を結構興味があつて、これも実はSNSで発信すると、今の若い方は、その情報交換はパンフレットやそういうものではなく、SNSですぐ閲覧をして、行動を起こす。例えば、今年ありました衆議院選挙、それから兵庫県の知事の選挙も、SNSで若い人たちが投票率も増えるというような結果も出ております。美浦村としても、まずは拠点をどこどことつてというようなことをこれから選定させていただいて、それでキャラクターを使ったまちおこしをできればなというふうに思っております。

そのほかに、議員のほうからは、美浦村を、陸平貝塚を何とか映像として発信してできないかというお話がありますけども、今美浦の中には学芸員が陸平貝塚に2名ほどおります。一応は文化庁の報告義務もあつて、2年に1度の施策を、掘削をしてね、

その情報を次の年に報告をするというような一つの任務を担ってやっておりますけども、陸平はスコップで30センチ掘っても駄目ですよというふうな決まりがされておりますので、その辺は今の学芸員さんとの話をよく進めていかないと、勝手に村としてできるかっていうのもちょっと制限がありますので、その辺、村としてはいろんな面で発信をしていきたいというふうには考えておりますけども、ぜひこの辺も含めて、美浦村を陸平も含め、それから大山湖畔公園も含めて、一つの発信につながるようなものを、これから部長を含め、経済課も含めて協議をした上で進められるようにしていきたい、いけばいいかなというふうに思っております。

それよりも何よりも、村内の議員さん12名が、村の中の事情をみんなよく知ってる。住民よりも知ってるのは、議員さんなんですね。ですから、そういう情報も含めて、提案をしていただき、議員さんの考え方、12名の考え方もそこに入れながら、美浦村として発信していくことはすばらしいことだと思いますので、ぜひこっちの行政にだけで考えるんじゃなくて、議員さんの持っているチームを出していただきながら、美浦村のいろんな面の発表をできれば、一つの観光誘客にもつながっていくのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、皆さん持ってる、議員の知見も出していただければうれしいかなというふうに思っております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 村長の御所見を伺うことができよかったですと思います。しっかりとキャラクターの活用を進めていくということと、また、行政だけではなく、議員の知恵を集約して、共にという思いは私も一緒でございます。多分ここにいらっしゃる議員、皆同じ思いだと思います。ここでは、例えば発表はしないにしても、各議員はそれぞれの活動の中で、担当課の執行部の方と結構膝詰めで話してる方もいることを、ここでPRさせていただきたいと思います。本当に皆さんそれぞれの思いで、美浦村をよくしたいと思い、日本の地域の人をよくしたいと、地域の方々になるために一生懸命活動していることは、その都度その都度執行部の方とお話しされていると思います。ですので、その部分をまた一つにまとめてね、大きく議会として提案していけるように、また頑張ってまいりたいと思っております。今後ともよろしく願いしたいと思います。ぜひ、検討したことが表に出てくる日を楽しみにしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、村長、本当にありがとうございました。

次に、二つ目の質問に移ります。がん予防とケア対策についてです。

2020年に新たに診断されたがんは94万5,055例、男性が53万4,814例、女性が41万238例となっております。2023年にがんで亡くなられた方は38万2,504人、男性が22万1,360人、女性が16万1,144人と、日本人が一生のうちにがんと診断される確率は、2020年データに基づきますと、男性が62.1%——2人に1人でございます。女性も48.9%、ともに2人に1人というデータが出ております。日本人ががんで死亡する確

率は、2023年度データに基づきますと、男性が24.7%、4人に1人です。女性が17.2%、6人に1人とのデータが出ておりますが、いずれのデータでも女性より男性の割合が多いことから、今後は男性の方への検診の勧奨を図り、早期発見、早期治療で健康長寿を目指してほしいと願うものでございます。

また、部位別がん罹患数の順位は、2020年のデータでは、男性の1位が前立腺、2位・大腸、3位・肺。女性の1位は乳房、2位・大腸、3位・肺となっています。早期発見には検診を受診することが大切であると、担当課の方々が常々一生懸命啓発活動をしていることに、敬意を表する次第でございます。

そこで、本村のがん検診受診率を伺います。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 林議員の御質問にお答えいたします。

市町村が実施するがん検診は、国及び県の実施指針において、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの五つが定められています。

厚生労働省が公表している直近のがん検診の受診率は、令和4年度実績分となりますが、肺がん検診は県平均が7.3%、本村は10.2%。胃がん検診は県平均5.2%、本村は7.3%。大腸がん検診は県平均6.7%、本村は8.7%。乳がん検診は県平均が15.8%、本村は24.9%。子宮頸がん検診は県平均が13.8%、本村は21.3%となっておりまして、全てのがん検診において県平均を上回っております。今後も、受診率向上のために啓発等を継続していこうと考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 全てのがん検診が県平均より上回っていることが確認できましたけれども、パーセント的には特別高い数値ではないのかなと思いますと、これからは啓発が必要なことを感じていました。担当課の皆様の、住民の健康を思った積極的勧奨を行っていただいている成果と評価をさせていただきます。御尽力に感謝申し上げます。

次に、女性の方の9人に1人が乳がん罹患し、抗がん治療の副作用で髪の毛が抜けてしまった方はウィッグ等が必要になり、乳房も切除された方へは乳房整備具が必要になります。費用はピンキリでございますが、令和6年度でのウィッグ購入費は平均で一つ11万円、乳房整備具は平均で一つ3万7,000円、毎日使うものですので、複数購入するしかございません。これは、男性も同じでございます。

また、ウィッグに関しては、乳がんにかかわらず、抗がん剤治療する方全ての方がこのウィッグを必要とされております。昨年も男性の方で18名の方かな、そういう要望を出される方がいると伺いました。

そこで、がん治療に付随するケア商品の購入補助ができないかをお尋ねさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 茨城県では、茨城がん患者トータルサポート事業、社会参加サポート事業補助金を、茨城看護協会に委託して実施しております。内容は、がん治療を行っている方に対し、全頭用かつら・ウィッグと乳がん術後用の補整具の購入またはレンタルに対し購入費の2分の1、最大2万円を補助するものでございます。

本村では、この事業について、ポスターや窓口にチラシを置くなどして周知を行っております。県内では、稲敷市をはじめ幾つかの市町村で県での助成実施分を除いた費用について助成しているようでございます。

本村におきましても、今後も引き続き県での茨城がん患者トータルサポート事業、社会参加サポート事業補助金の周知を行うとともに、他市町村の助成の状況を注視しながら、補助の実施について検討してまいりたいと思っております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 県の制度は、本当にありがたい制度であります。美浦村の方でも、この4年間で12名の方が利用しているとのことでした。県内では、この制度を知らず全額自己負担で購入する人もいる中で、本村は保健センター窓口にポスターやチラシを置いて周知を図ってくださっていることは、罹患されて不安を抱えている方にとってはありがたいこととあります。感謝申し上げます。

先ほどの答弁で、本村でも補助の検討をしていく、いただくとのありがたい答弁をいただきました。現在、茨城県内では、1万円補助は常総市・鉾田市・つくばみらい市・稲敷市・利根町の5市町です。費用の2分の1、上限2万円補助をされているのが日立市・守谷市・茨城町の3市町、費用の2分の1、上限3万円補助の笠間市の1市、来年度から近隣の1自治体も補助の予算化を検討していることも情報を得ましたが、来年度からは10市町の自治体の実施することとなっております。

資料を御覧ください。これは、愛知県砥部市です。現在、砥部市は2万375人の人口規模の町でございます。専用入浴着まで対象用品としております。これは、他自治体にはないすばらしい取り組みで、がん治療中の方に寄り添った支援している例として提示をさせていただきました。本村導入検討の参考にしていただきたく、資料として提出いたしました。

次に、治療通院のやまゆりタクシーや福祉タクシー利用について、伺います。

抗がん剤治療中、どうしても体調がおもわしくなく1人で通院するには、タクシーを利用するしかありません。以前、やまゆりタクシー内にがん治療の方の御利用は御遠慮くださいとの張り紙がしてあったのを見た方がいたそうです。今は張り出してはいないようですが、現在は利用できるようになっているのか、お聞きいたします。

また、多くの方が歩くのが厳しく、車椅子を利用して通院したいときに、一時的でも、要支援・要介護ではないのですけれども、福祉タクシーが利用できたらとの要望がありました。安心して通院できるためにも福祉タクシー利用の検討ができないかの2点を伺います。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） やまゆりタクシーは交通弱者を対象としており、利用可能な範囲も限定的です。また、福祉タクシーは要介護状態の方などを対象としまして、2キロ分の運賃の補助を行っております。

今回御質問のがん患者に対しての治療通院の交通費助成を行っている自治体は、確認できませんでした。

がん患者といっても身体状況は様々であり、通院先も広範囲であります。補助対象の認定の基準など難しい面もあるかと思しますので、がん患者を含めタクシーを利用しなければ通院できない方へのサポートの運用方法や他自治体での先進的な例など、総合的に研究してまいりたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 治療中は、何かと不安と心配な日々を送っております。がんと診断された途端に夜も眠れなくなったと、本当に不安を抱えている方もいらっしゃると思います。前例がないと、基準や規程等の定めが難しいと思いますが、完治後の希望あふれる日々を思い描くためには、不安を取り除き、前向きな治療に臨める支援が必要ではないでしょうか。必要とする人が1人でもいるのなら、行政として利用枠を設けてあげることも必要であると考えます。どうか前向きな検討がなされるようお願いしております。

次に、子宮頸がんキャッチアップ接種率について、伺います。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 子宮頸がんワクチン・HPVワクチンの予防接種は、小学校6年生から高校1年生に相当する年齢の方が勧奨の対象ですが、平成25年6月から令和3年11月まで、積極的な勧奨を控えていました。

このことにより接種機会を逃した方に公平な接種機会を確保する観点から、キャッチアップ接種として改めて接種機会を提供しております。令和4年4月1日から行われたキャッチアップ接種は、今年度末をもって終了となります。そのため、本村においては接種率の向上を図るため、今年度は2回、4月には未接種の対象者に、7月には接種のリミットが近づいたため、さらに未接種者に対し、個別に勧奨通知を行いました。キャッチアップの接種率についてですが、令和6年9月までの実施分の本村の接種率は15.7%、県全体では11.2%となっております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 前回のデータでは、美浦村は県で最下位クラスでしたので、本当にこの県平均以上になったことはとても素晴らしい成果のあらわれではないかと思います。本当に担当課の皆様の積極的勧奨の取り組みに、本当に評価をさせていただきます。

次に、キャッチアップ接種の期間延長時における周知について、資料を御覧ください。これは、NHK首都圏ナビ厚労省の検討会で了承の記事でございます。

初回接種を2024年度中に行った対象者は、残りの接種を2025年度まで延期するとの厚労省検討会での方針が11月27日に出されました。

資料を御覧ください。これは、東広島市のホームページです。

本村としての周知はどのようになされるかを伺います。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） HPVワクチンのキャッチアップ接種の期限延長につきましては、12月19日——明日に開催予定の自治体説明会において、今後のスケジュール及び広報周知の詳細について正式に示される予定でございます。

現状で厚生労働省が発表している案としては、本来であれば今年度中に3回の接種を受けなければならなかったところを、今年の夏以降にHPVワクチンの需要が大幅に増加し、キャッチアップ接種に支障をきたしたため、期限を延長するというものでございます。今年度中に1回目を接種していれば、2回目以降は来年度中に接種すれば公費でできるような経過措置となっております。

本村としましては、厚生労働省からの通達があり次第、速やかにホームページや広報などで周知し、さらなる接種率向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 1人でも多くの対象者が予防として接種して、子宮頸がんにならず、健康で希望ある人生を送ってくれることを切に願います。そして、男性のがん罹患率の減少に大きく貢献するワクチンでもありますので、男性接種の強力な推進をよろしくお願い申し上げます。

次に、HPVワクチンの正しい知識周知について、学校での性教育の現状を第2回定例会で質問しましたが、その後の状況及び今後の対応について伺います。

○議長（下村 宏君） 小山教育部長。

〔教育部長 小山久登君登壇〕

○教育部長（小山久登君） 林議員の御質問にお答えいたします。

子宮頸がん等の対策としての小・中学校におけるHPVワクチンの周知でございますが、令和6年第2回村議会定例会において、保健の教科書には含まれない内容であるため、これまでそんなに各小中学校においては、保健の授業で性教育に関するHP

Vワクチンについて特に触れておりませんでした。HPVワクチンは接種することにより、HPV感染症を防ぐために有効な方法であることから、今後子宮頸がん等予防の観点からも、小・中学校の保健の時間において、HPVワクチンについての正しい知識を学ぶための授業を行うよう、要請してまいります。

また、授業外ではありますが、産婦人科医による性教育の講演会が5月に中学校3年生を対象に行われ、その一部に子宮頸がん予防に関する内容として、HPVワクチンについてのことが上がったこと、並びに今年度内に産婦人科医による同様な講演会を各小学校で開催する予定であることを申し上げました。

議員御質問のその後におけるHPVワクチン周知の状況でございますが、まず授業の面では、木原小学校において12月中に養護教諭が保健の授業でがん教育の一環として、6年生を対象にHPVワクチンについての話をするとのことでございます。

なお、ほかの小・中学校においては、HPVワクチンについて、現時点では授業で取り上げられていない状況となっておりますが、引き続きHPVワクチンについての正しい知識を学ぶための授業を行うように要請をしております。

また、産婦人科医による講演会につきましては、既に木原小学校では11月28日に、安中小学校では9月19日に実施しておりまして、大谷小学校では1月30日に保護者に対する講演内容も含めまして実施する予定となっているようでございます。

今後につきましては、がん教育に対して、発達段階に応じた教育を実施していきたいと考えておりまして、中学校では高学年を対象に、HPVワクチンを含む期間についての正しい知識、理解に努めていくとともに、中学校では2年生の保健体育の授業にがん予防の位置づけ、HPVワクチンを含むがんについての正しい理解に努めてまいります。

なお、令和7年度は小学校の統合に伴い、小中連携の強化が図れることから、がん教育を含めた健康教育に関する系統的な推進を図り、専門家を招いての出前授業や講演会等を効果的に取り入れ、自他の健康と命の大切について考える児童生徒の育成に力を努めてまいります。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） SNS等でいろんな情報が飛び交う時代だからこそ、正確な情報、確かな発信元を見極める大切さを学ぶ機会であるとも思います。今後も継続した取り組みで、子供たちががん予防の正しい知識を身につけ、健康で充実した生活を送れることを切に願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中でありますが、10分の休憩をとらせていただきます。

11時半再開いたしますので、よろしく願いをいたします。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

〔5番議員 松村広志君登壇〕

○5番（松村広志君） 皆様、こんにちは。5番議員の松村です。

よろしくお願いいたします。

初めに、今年1月1日に起きた能登半島地震から間もなく丸1年を迎えます。さらにこの1年、台風10号による多大な被害をはじめ、多くの方々がつらい災禍に遭われました。改めて、お亡くなりになられた方々へ哀悼の意を表するとともに、被害に見舞われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告書に従いまして、ウェルビーイング・ゆりかごから終の棲家まで、誰もが過ごしやすい村づくりに向けて、質問をさせていただきます。

一つ目は、二地域居住の促進について、お尋ねいたします。

都市と地方に生活拠点を持つ二地域居住を促進する改正広域的地域活性化基盤整備法が、11月に施行されました。これは、希望する人が二地域居住を始めやすくするため、市町村が促進計画を策定できる仕組みを新設し、居住や職場環境の整備に対して財政支援を行うものです。第1回定例議会でも交流人口の増加について質問を行い、二地域居住や田舎のシェアハウスなどの提案をいたしましたが、改めてお尋ねいたします。

まず、本村における二地域居住の利用利点、受け入れる自治体や地域住民にどのようなメリットが考えられるか、伺います。

○議長（下村 宏君） 吉原総務部長。

〔総務部長 吉原克彦君登壇〕

○総務部長（吉原克彦君） 二地域居住の利点、受け入れる自治体及び地域住民にどのようなメリットが考えられるかという御質問ですが、国土交通省は国土形成計画において、地方への人の流れを創出拡大することで、東京一極集中を是正する、人口減少流出の流れを変え、安全安心で個性豊かな地域を全国に広げるとしております。

これらが実現していくのであれば、受け入れる自治体及び地域住民にとっては、地域公共交通や買物、医療、福祉、介護、教育などの暮らしに必要なサービスが、持続的に提供される地域生活圏の形成につながるメリットがあるものと思われます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 毎日毎日小忙しい都会での業務に追われる日々から、せめて週に1日2日でも、本村のような自然豊かな環境に身を委ねることは、心身の健全にもつながるのではないのでしょうか。

次に、この二地域居住促進法では、二地域居住者を支援する事業者やNPOを市町

村が指定できる枠組みを設け、その指定された団体と市町村などの情報を共有すること、居住者への支援を強化する狙いもあります。

本村のこれまでの地域の企業との連携などを伺います。

○議長（下村 宏君） 吉原総務部長。

〔総務部長 吉原克彦君登壇〕

○総務部長（吉原克彦君） 松村議員より令和6年第1回定例会一般質問において、交流人口の増加について御質問いただき、プロジェクト茨城との連携を図りながら、交流人口の増加に取り組む答弁をさせていただいております。

本年度、みほふれ愛プラザにおいて、ウマ娘とのコラボイベントや大山湖畔公園でのイベントの開催など、新たな交流が生まれたものかと思えます。

引き続き、他自治体との事例や取り組み方を参考にし、民間企業への積極的なサポートを含め、村と民間企業とがお互いに連携し合っていける方法を研究してまいりたいと思えます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） これまでのお取り組みに、感謝を申し上げます。敬意を表するところでございます。

高齢化の進展に伴い、認知症の方が本村でも増えております。誰もが当事者やその家族になる可能性があり、決して他人事ではありません。認知症になっても自分らしく安心して暮らせる共生社会へ、より具体的な施策が求められております。

政府は今日3日、認知症施策推進基本計画を決定しました。これは公明党が推進し、1月に施行した認知症基本法に基づき、当事者も参加した政府の関係者会議の意見を踏まえ、策定されたものであります。基本計画では認知症に対する考え方として、認知症になっても住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けられるという、新しい認知症感を提唱し、認知症に関する理解の増進や社会参加の機会確保など、12の基本的施策を掲げました。認知症の方が尊厳を保ちながら、安心して暮らせる地域づくりに向け、質問をいたします。

警察庁の調べでは、2023年に届出のあった認知症による行方不明者は全国で1万9,039人に上っております。

認知症の方が行方不明になれば、目的地を把握しにくいことにより、時間の経過とともに発見が難しくなります。早期の保護に向けて、家族だけでなく、地域の連携、協働が求められ、多数の目で捜索する体制が必要となります。

そこで、本村におけるこれまでの認知症による行方不明者の実態とSOSネットワークなどの連携体制について、伺います。さらに、認知症高齢者向けの見守りシールやQRコードの活用についての意向も伺います。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

皆様御承知のとおり、認知症は脳の機能が低下し、日常生活がうまく行えなくなる脳の病気であり、家族など身近な人を含め、誰もがなり得る病気です。

我が国では認知症の高齢者が年々増加しており、厚生労働省の推計によると、令和4年は約443万人で、認知症有病率が12.3%であったのに対し、令和7年には約471万人、令和12年には523万人に増加し、認知症有病率は14.2%まで上昇すると見込まれております。村におきましても、要支援・要介護認定者の情報をもとに認知症高齢者数の推計を行いました。同様に増加傾向にあり、令和7年に318人、令和12年には378人になると推計しております。

御質問にございます行方不明になった方の実態でございますが、地域包括支援センターで把握している高齢者の行方不明件数は、令和元年度から令和5年度までの5年間で12件発生いたしました。いずれの方も早期に発見され、大事には至っておりません。

同じ質問にありますＳＯＳネットワークでございますが、認知症や障害などをお持ちの高齢者の方が行方不明になったときに、警察や消防、民間事業所などとのネットワークを利用し、情報提供を行うことにより、早期発見につなげる取り組みであり、県内では茨城県を初め、他自治体でも実施されております。

本村独自のＳＯＳネットワークは実施しておりませんが、高齢者や障害者などの見守りに協力していただく見守り協定を各事業所等と締結しており、行方不明の状況に応じて、茨城県のＳＯＳネットワークを活用しております。

また、日頃より村内外の介護事業所や医療機関、民生委員、駐在所、警察署などとは情報共有し、連携しながら、認知症高齢者などの支援に当たっており、認知症サポーター養成講座の開催など、認知症に関する事業を進めることで、地域での認知症高齢者情報も共有できるネットワークが構築されていると認識しております。

しかしながら、認知症高齢者が年々増加傾向にある現状において、徘徊のおそれのある高齢者の見守りには関係機関と連携強化が必要であり、本村においてのＳＯＳネットワーク事業についても、前向きに検討を重ねてまいります。

次に、見守りシールやＱＲコードの活用でございますが、本村では、平成30年2月より茨城県おかえりマークを活用しております。おかえりマークとは、事前に登録した番号が入ったシールを衣服や靴に張っておくことで、行方不明になり警察などに保護された際に、番号から速やかに本人を特定し、家族や関係機関などに連絡することができるというもので、認知症及び認知症の疑いにより徘徊行動が見られる方、徘徊の恐れがある方を対象とした事業となっております。現在9名登録されており、延べで17名の利用がございます。

また、ＱＲコードを活用した見守りシールについては、阿見町や稲敷市、龍ヶ崎市、つくば市などの近隣の市町村でも実施されており、機能についてはおかえりマークと

重複している部分もございますが、徘徊者の対応をQRコードで読み取ることで、速やかな通報と早急の保護につながることが期待できるため、導入についても前向きに検討してまいります。

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、見守り事業の実施のほか、関係機関の連携強化やネットワークの構築だけでなく、住民に向けた認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症に対する理解を深めるための普及啓発活動を引き続き行い、認知症高齢者を優しく見守ることができる地域づくりを進めることが重要であると考えております。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 部長からの前向きな御答弁、感謝いたします。

共生社会の実現には、認知症への正しい理解が欠かせません。認知症になると、何もできなくなるという偏見や誤解を払拭する必要もあります。基本計画では、認知症への理解を深める学校教育の推進や、認知症サポーターの養成を掲げたことも、とても大切と言えます。さらに、認知症の人の孤立を防ぐ取り組みも大事であり、基本計画では、社会とのつながりを維持するため、当事者が認知症と診断されて間もない人の相談に乗るピアサポート活動や、認知症の人同士で体験や思いを共有する本人ミーティングの普及などが盛り込まれております。参考までに申し上げます。

次に、誰も置き去りにしない社会の実現に向けては、幼い命を守る取り組みも重要であります。低出生体重児を記録できる冊子、リトルベビーハンドブックの活用や推進について、お尋ねいたします。

早産などにより、2,500グラム未満で生まれた低出生体重児にとっては、何より病気を防ぐ上でも母乳が重要とされております。しかし、母親が病気などにより母乳を与えられない、母乳が十分に出ないなどのケースに、母親にかわってドナーミルクを提供する取り組みに、母乳バンクがあります。住民の方から知られていないとのお声をいただき、この母乳バンクの周知や協会への寄附の推進、御支援いただく方々の年会費の助成などについて、本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

リトルベビーハンドブックとは、各都道府県単位で作成されており、茨城県においては令和4年度に作成されました。茨城リトルベビーハンドブックは、茨城県にお住まいの小さく生まれたお子さんとその家族のための手帳として、主に生まれたときの体重が1,500グラム未満、またはそれ以上でも希望される御家族に配布されています。

茨城リトルベビーハンドブックは県内7か所の周産期医療センターで配布しておりますが、県外の出産などで希望する方に対しては市町村でも配布できるよう備えております。

本村においては、リトルベビーハンドブックをお持ちの方はもちろん、お持ちでなくても小さくお生まれになったお子さんの御家族に対しては、保健師や助産師が医療機関と連携しながら、家庭訪問や育児相談など、個別性に沿った支援を行っているところでございます。

また、母乳バンクにつきましては、早産児、特に極低出生体重——出生時体重1,500グラム未満で生まれたお子さんについて、壊死性腸炎や敗血症等の合併症の予防や、将来的な神経発達の改善に、早期の母乳による栄養が有効であるとされています。

ドナーミルクとは、産婦自身の母乳が得られない場合に、授乳中の方からの善意により提供された母乳を殺菌処理などして低出生体重児などに共有するもので、母乳由来の栄養を補給することに加え、未熟な腸でも早期に栄養を開始する最適な方法であり、新生児医療の現場で国際的にも広く活用されています。

我が国においては、契約医療機関に対してドナーミルクの提供を行う母乳バンクが民間団体により運営されているほか、院内において殺菌処理などした粉ミルクを供給する例も見られていますが、現時点において、粉ミルクは食品や医薬品のいずれにも位置づけられていない状況となっております。

こうした状況などを踏まえ、国では法的な位置づけも含め、安全確認の仕組みや安全供給に関する知見の収集など、調査研究を行っている段階であります。

そのような状況であるため、本村としましては、寄附の推進や年会費の助成については積極的な推進を行うことは見合わせ、母乳バンクの周知につきましては県や医療機関での取り組みや今後の国の動向を注視し、検討してまいります。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 引き続きの御検討、よろしくお願いいたします。

近年、村内でも、様々な害獣被害が報告されております。最近では、住民の方々からアライグマ被害について、幾つかの相談が寄せられました。

そこで、本村の被害の実態と対策並びに今後の取り組みとして、捕獲器の貸し出しや購入の助成について、伺います。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

アライグマは飼育されていたものが野生化し、分布拡大したものであり、現在では特定外来生物に指定され、移動が厳しく制限されているものの、全国的に分布が認められております。

こうした状況の中、茨城県では、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、市町村、地域住民、関係団体等と協力して、計画的・総合的な被害対策を進め、茨城県アライグマ防除実施方針を作成しております。この計画に基づき、アライグマの目撃等の連絡を受けた市町村または従事者が捕獲運搬等を実施し

ており、県は捕獲個体の処分、またモニタリングや計画の進行管理を行っています。

本村におきましては、本年4月より目撃情報及び稲の苗が荒らされた、農作物が食べられたという被害が相次いで報告されております。他の特定外来生物も同様ですが、こうした事案には即効性のある方策が難しく、地道に捕獲に努めているというのが現状でございます。

このため、担当の経済課では、県及び猟友会より貸与を受けている箱わな、生活安全課の箱わな、合わせて5基を要請を受けた村民の所有地へ設置し、捕獲に努めておりますが、状況を鑑み、さらに3基を購入し、合計8基を運用し、本年4月から12月1日現在で42頭を捕獲しております。

現在のところ、希望される方に対し速やかに対応することができておりますが、さらに多くの希望が寄せられる際には数を増やしてまいります。あわせまして、農業者向けに鳥獣被害防止施設、主に電気柵の購入に対する補助を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 部長の御答弁に、感謝いたします。相談当初からの強固な対応に、本当に感謝を申し上げる次第でございます。

続きまして、昨今の異常気象は、私たち一人一人の暮らしに、大きな負荷を与えております。今年9月に開かれた、国連の未来サミットでは、未来のための協定が採択されました。協定全体としては、SDGsの推進を加速させることも確認されております。気候変動対策においては、基本上昇の1.5℃の追求が改めて強調されております。立場によらず、あらゆる人々が真摯に取り組むべき課題と考えます。世界の平均気温の上昇、産業革命以前に比べて1.5℃に抑える、いわゆる1.5℃の約束についてはこれまでも触れてまいりましたが、その後の本村の取り組みと進捗を伺います。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

2015年のCOP21にて策定された国際的な枠組み、パリ協定において、産業革命期以前に比して1.5℃のほどの温度上昇を抑えるという目標が掲げられ、全世界の国々がその目標実現に向けて努めております。

本村においても、第4次美浦村地域温暖化対策実行計画のもと、二酸化炭素等の排出量削減に向け、対策を推進しております。

主要施策としましては、令和6年第3回定例会において答弁をさせていただいておりますが、行政自ら再生可能エネルギーを導入、活用すべく、平成26年に美浦村メガソーラー発電所を大山地区に整備。売電資金の一部を活用して、一般住宅向けの太陽光発電設備や低公害対策車購入、生ごみ処理容器等の設置に伴う補助制度など、幾つかのメニューを創設し、村民の皆様の効率的なエネルギー利用を積極的に推進してお

ります。

また、こうした制度を広報やホームページで周知することで、環境に配慮したまちづくりを村民の皆様に広く呼びかけております。

今後も、国連広報センターで示されている「いますぐ動こう、気温上昇を止めるために。個人でできる10の行動」などを周知し、地球温暖化防止対策の一環として、省エネルギーの推進及び温室効果ガスの排出抑制に御理解を深めていただき、身近なところから1人一人が実践いただけるよう、取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 小山教育部長。

〔教育部長 小山久登君登壇〕

○教育部長（小山久登君） 教育面での取り組みについて申し上げます。

令和5年第4回定例会において御答弁申し上げましたように、本村では令和3年度的美浦村教育指導方針から、SDGsを意識した教育活動の充実を掲げ、ESD教育、具体的に申し上げますと、気候変動、生物多様性の創出、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会の問題を自らの問題として主体的にとらえ、人類が将来の世代にわたり、恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習、教育活動、すなわち持続可能な社会のづくり手を育む教育を、村内全小・中学校において実践しているところでございます。

なお、1.5℃の約束については、本年度美浦中学校3年生の社会科の授業において学習を行っておりますが、そのほかでは現在のところ触れられていないとのことでございます。

気候変動に伴うとみられる気温上昇は、身近なところでも猛暑や豪雨といったことにより、私たちの暮らしに様々な影響を及ぼすことが実感されておりますので、1.5℃の約束の趣旨を鑑み、自らの問題として気温上昇をとめることの大切さについての理解を促進させるために、今後は村内小中学校の児童生徒に対し、1.5℃の約束の学習の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 続いて、村内の地域企業への協力の依頼について、取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 昨今では、一般企業も環境や社会への貢献を意識した経営が求められるようになってきております。

こうした中、茨城県が進める茨城エコ事業所登録制度という事業では、気候変動対策を行い、環境に優しい経営を行っている事業所に対し認定をいたしており、本村内

においても認定されている企業がございます。

本村におきましても、茨城県が提唱するエコショップ制度及び美浦村エコショップ制度認定要綱に基づき、環境に優しい商品の販売やごみの減量化、リサイクル活動に積極的に取り組むことで環境や社会に貢献している小売店舗をエコショップとして認定し、企業の取り組みについて評価・証明を行っております。

そして、こうした活動をしていただける企業が広がっていくよう、今後も周知をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 両部長のこれまでの前向きなお取り組みに、感謝いたします。引き続きよろしくお願いいたします。

本日は、日本の国連加盟記念日であります。参考までに、国連が掲げた未来のための協定には、持続可能な開発と開発資金、国際的な平和と安全、科学・技術・イノベーションとデジタル協力、若者及び将来世代、グローバル・ガバナンスの変革の五つの分野にわたり、56の具体的な行動目標が掲げられております。

さて、日本気候リーダーズ・パートナーシップ——JCLP共同代表の今井雅則氏は、近年、心身と社会がともによい状態であることを意味するウェルビーイングが叫ばれています。人間らしい創造性豊かな社会をつくり上げていくことを目指しているとして、気候変動対策を進めることで、皆が暗くならず、人間性や一人一人の抱える思いを大事にする社会を目指していくことが根本であり、その挑戦は将来世代への責任を果たすこととも地続きと、概略話されました。

これは、我々が推進し、目指すSDGs、持続可能な世界、誰も置き去りにしない地域づくりにも通じるものと考えます。

自分だけの幸福もなければ、他人だけの不幸もない。私たちが目指す正しき社会の根本理念を共有しながら、明るい未来の形へ、ウェルビーイング、ゆりかごから終の棲家まで、誰もが過ごしやすい村づくりへの質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午後零時06分 散会

**令和6年第4回
美浦村議会定例会会議録 第3号**

令和6年12月20日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第2号 美浦村立美浦小学校給食調理場設置条例

議案第3号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村立大谷時計台児童館・美浦村立木原城山児童館）

議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村老人福祉センター）

議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村デイサービスセンター）

議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村生涯郷土工芸館）

議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村自立支援センター）

議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）

議案第10号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第6号）

議案第11号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第12号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第13号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第14号 令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）

議案第15号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第16号 令和6年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第17号 美浦村監査委員の選任について

議員派遣について

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	塚 本 光 司 君
3 番	諸 岡 正 明 君	4 番	北 出 攻 君
5 番	松 村 広 志 君	6 番	葉 梨 公 一 君
7 番	小 泉 嘉 忠 君	9 番	山 崎 幸 子 君
10 番	林 昌 子 君	11 番	小 泉 輝 忠 君
12 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

8 番 岡 沢 清 君

1. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	山 崎 満 男 君
総 務 部 長	吉 原 克 彦 君
保 健 福 祉 部 長	圓 城 達 也 君
経 済 建 設 部 長	岡 澤 光 一 君
教 育 部 長	小 山 久 登 君
総 務 課 長	笹 倉 英 雄 君
企 画 財 政 課 長	大 竹 裕 幸 君
収 納 課 長	成 嶋 幸 子 君
住 民 課 長	中 島 紀美江 君
福 祉 介 護 課 長	柳 堀 浩 君
健 康 増 進 課 長	坂 本 聖 子 君
国 保 年 金 課 長	浅 野 洋 子 君
都 市 建 設 課 長	糸 賀 卓 也 君
経 済 課 長	正 慶 將 暢 君
生 活 安 全 課 長	富 田 正 寿 君
上 下 水 道 課 長	飯 田 和 徳 君
学 校 教 育 課 長	松 葉 時 男 君
子 育 て 支 援 課 長	葉 梨 裕 美 君
生 涯 学 習 課 長	石 川 大 志 君
幼 稚 園 長	矢 崎 和 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	米 澤 稔
書 記	田 代 恭 子
書 記	中 嶋 朋 幸

午後 2 時 00 分 再開

○議長（下村 宏君） 皆さん、こんにちは。

第 4 回定例会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は 11 名です。

岡沢 清君の1名が欠席となっております。

ただいまから、令和6年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第2号 美浦村立美浦小学校給食調理場設置条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第3号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村立大谷時計台児童館・美浦村立木原城山児童館）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村老人福祉センター）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村デイサービスセンター）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村生涯郷土工芸館）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村自立支援センター）を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第10号 令和6年度美浦村一般会計補正予算
（第6号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第11号 令和6年度美浦村国民健康保険特別
会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第12号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 議案第13号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第14 議案第14号 令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第15 議案第15号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第16 議案第16号 令和6年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第17 議案第17号 美浦村監査委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付をいたしております。

お諮りいたします。

本案について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第18 議員の派遣についてを議題といたします。

本案については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任をさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 日程第19 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から閉会中の所管事務調査について申出がありました。

お諮りをいたします。

本件は、各委員長の申出のとおり、調査事項としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、令和6年第4回美浦村議会定例会を閉会いたします。

皆さんお疲れさまでした。

午後2時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 北 出 攻

署 名 議 員 松 村 広 志

署 名 議 員 小 泉 嘉 忠